

○内子町土塀、板塀等設置奨励補助金交付規程

平成17年1月1日

告示第90号

改正 平成26年4月1日告示第31号

(趣旨)

第1条 歴史的文化的な町づくりの一環として、土塀、板塀等の設置を普及奨励することにより、街路及び露路の景観を整備推進するため、また、安心安全な町づくりの一環として、ブロック塀の撤去を勧奨し、土塀、板塀等への転換を図るために、これに要する費用の一部に対して、この告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において「土塀、板塀等」とは、屋根付大和塀、屋根付丸太塀、なまこ塀、大和塀、板塀等伝統的な様式のことをいい、「その他の板塀」とは、板塀で横板張り等伝統的な様式以外のものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業は、内子町景観まちづくり条例（平成20年内子町条例第29号）第3条に規定する基本理念に基づいて、次に掲げる要件の全てに該当する塀等を設置する事業とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 設置場所は、内子町内の公衆用道路若しくは河川に面した部分又は公衆用道路若しくは河川から眺望できる部分に設置するものであること。
- (2) 設置者は、前号に地所を所有する個人、法人、団体等（以下「申請者」という。）であること。
- (3) 内子町の景観にふさわしい土塀、板塀等、その他の板塀及びその附属物の新設及び改修であること。なお、改修は、特別の理由がない限り、設置後10年以上経過しているものを対象とする。
- (4) 土塀、板塀等の種類及び規格は、おおむね別図のとおりであること。
- (5) おおむね高さ0.9メートル以上、長さ1.8メートル以上であること。
- (6) 板塀の眺望できる部分は、無垢の木材を使用したものであること。
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他町の条例等の定めに適合するものであること。特に、内子町景観まちづくり計画の色彩基準に適合したものであること。
- (8) 他の補助金を受けていないこと。
- (9) 設置の時期は、当該年度内に完成するものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、土塀、板塀等については、当該事業に要する経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)で、1.8メートル当たり5万円、1か所当たり30万円を限度とし、その他の板塀については、当該事業に要する経費の4分の1以内の額(1,000円未満切捨て)で、1.8メートル当たり2.5万円、1か所当たり15万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、内子町景観まちづくり条例第10条に規定する景観計画重点区域内では、土塀、板塀等の1か所当たりの限度額を50万円とし、その他の板塀の1か所当たりの限度額を20万円とする。

3 補助金は、1年につき申請者ごとに1件を限度とする。

(補助金の申請)

第5条 申請者は、土塀、板塀等設置奨励補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を、町長に提出する。

(補助金交付の決定)

第6条 町長は、申請書の提出があったとき、その内容を調査し、必要があれば内子町景観まちづくり条例第27条に規定する景観まちづくり評価委員会に諮り、申請者に土塀、板塀等設置奨励補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(変更の届出)

第7条 申請者は、申請書の記載内容に変更があったときは、速やかに町長に届け出る。

(完成届及び請求書の提出)

第8条 申請者は、補助金交付の対象となった当該事業が完成したときは、直ちに完成届兼補助金交付請求書(様式第3号)を、町長に提出する。

(補助金の支払)

第9条 町長は、完成届を受理したときは、速やかに完成状況の確認を行い、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 提出書類に偽りがあったとき。

(2) 事業完成の日から5年の間に移動又は撤去をしたとき。

(3) その他不正な行為があったとき。

(申請者の義務)

第11条 申請者は、補助金の交付を受けて設置した物件を、事業完成の日から5年の間に移動又は撤去をしてはならない。

(免責)

第12条 この告示に基づき行った事業に関して発生した事故については、施行途中又は施行後にかかわらず、その責任は、全て申請者に属する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の土塀、板塀等設置奨励補助金交付規程（昭和56年内子町規程第7号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年4月1日告示第31号）

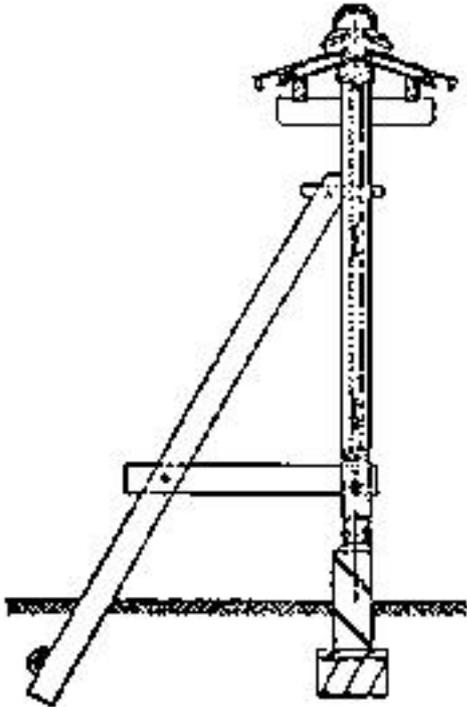
この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

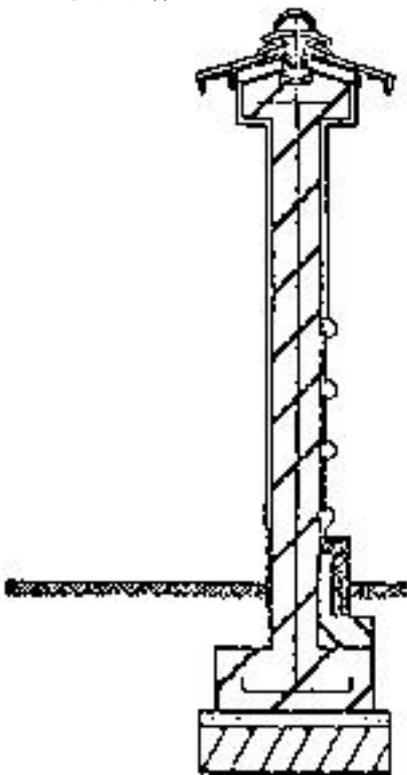
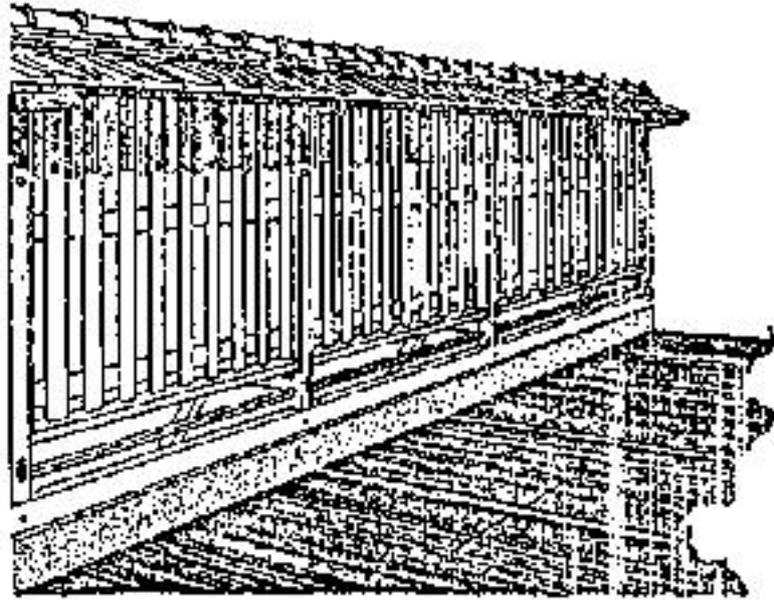
この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別図（第3条関係）

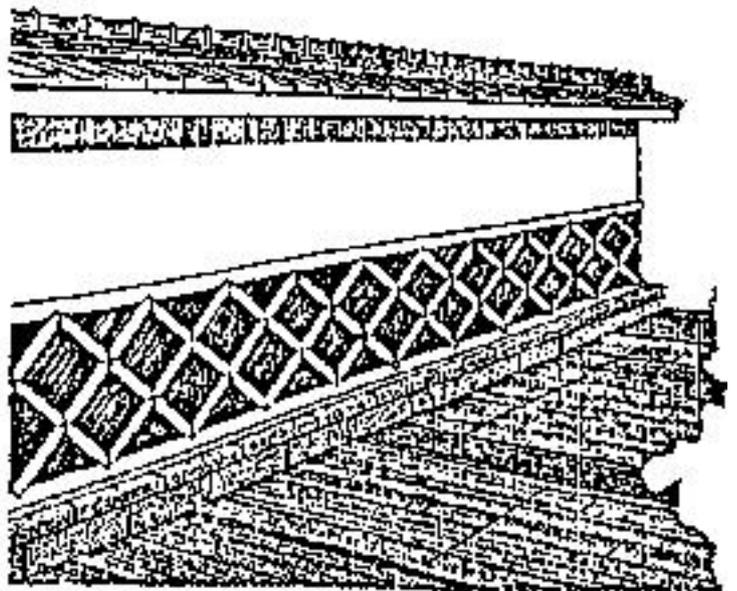
屋根付大和塀

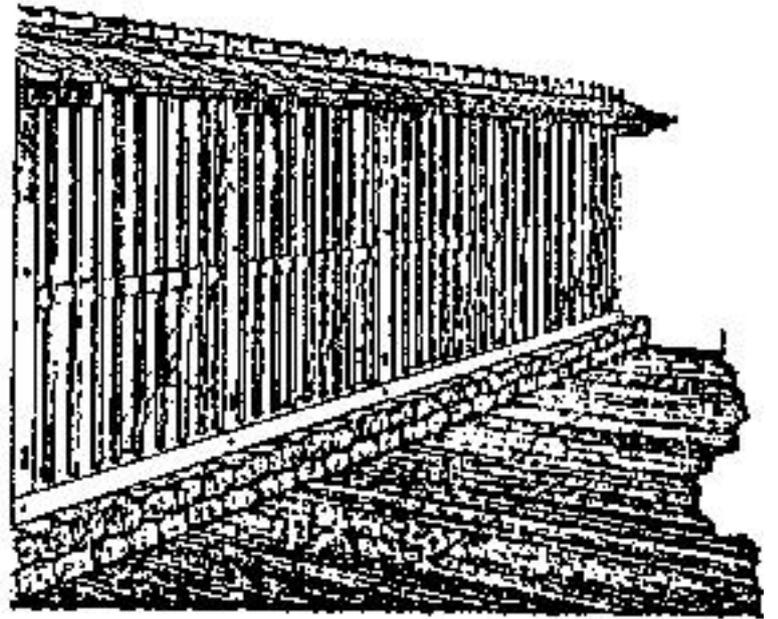
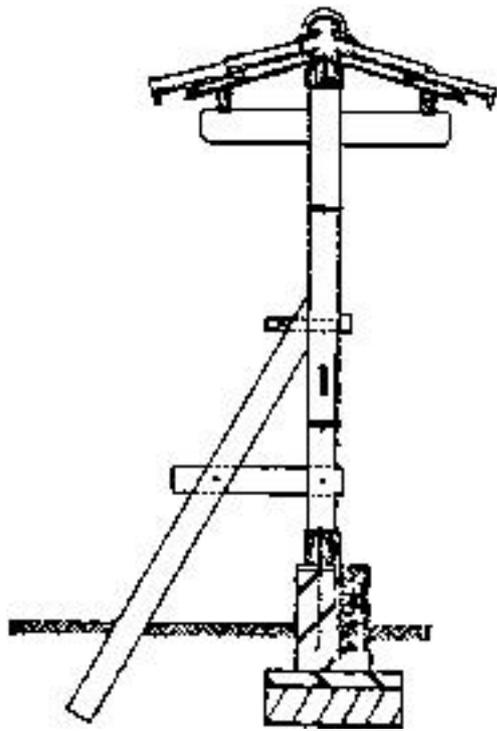


なまこ塀

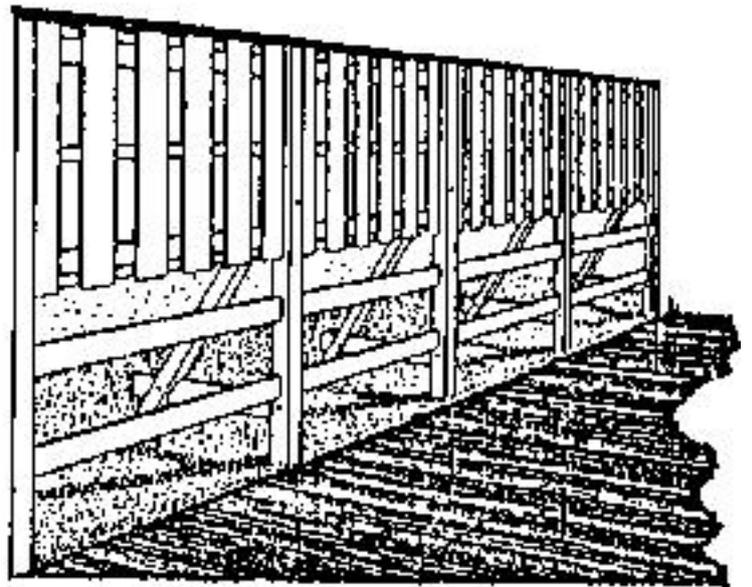
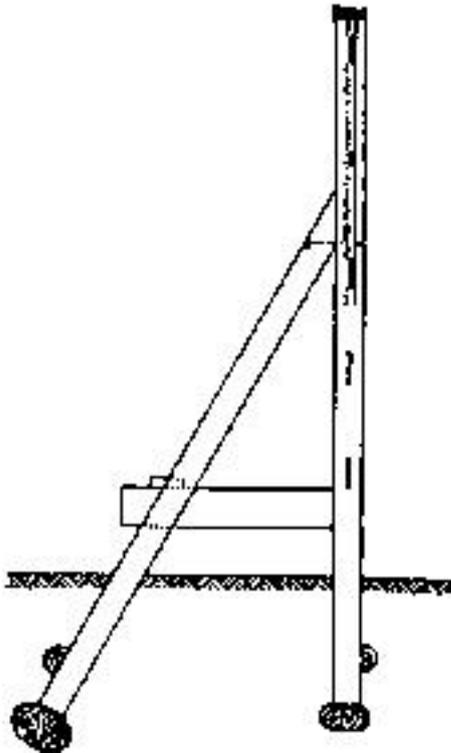


屋根付丸太塀





大和堀



様式第1号(第5条関係)

年 月 日

内子町長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

TEL \_\_\_\_\_

土堀、板堀等設置奨励補助金交付申請書

この度(土堀、板堀等)の設置に際して、補助金を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

設 置 場 所	内子町 番地 区	
着工及び完成の 年 月 日	着工 年 月 日	完成 年 月 日
事 業 の 概 要	種 類	屋根付大和堀・屋根付丸太堀・なまこ堀・大和堀・板堀・ その他の板堀
	規 模	高さ m 延長 m
事 業 費	円	
施 工 方 法	直営・請負(業者名 )	
※ヒヤリング事項		

様式第2号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

内子町長

土堀、板堀等設置奨励補助  
金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった土堀、板堀等設置奨励補助金について、次  
のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の額 円
- 2 交付の条件

補助金交付申請書に基づき実施すること。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

内子町長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

完成届兼補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定があった、土塀、板塀等設置奨励補助事業について、下記のとおり完成したから、速やかに補助金を交付されるよう請求します。

記

設 置 場 所	内子町	番地	区
工 期	月	日 ~	月 日
事 業 の 概 要	塀 の 種 類		
	塀 の 規 模	高さ	m 延長 m
事 業 費	円		
補 助 金 請 求 額	円		

※完成写真を添付すること。